

(案)

甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画

令和5年●月

甲賀市地域共生社会推進課

はじめに

少子高齢化、人口減少、核家族化、未婚・晩婚化等により、家族や地域コミュニティの機能が変化する中で、改正社会福祉法(昭和26年法律第45号)において、重層的支援体制整備事業が創設されました。

これまでの社会保障制度は、高齢者、障がい、子ども、生活困窮の分野別に、典型的なリスクを対象として、専門的な支援を充実させてきました。しかしながら、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりのように、複数の課題が複雑に絡み合っている世帯や、どの制度にも当てはまらない狭間のニーズ等、従来の支援体制ではケアしきれない事例が顕在化しています。また、社会的孤立を背景に、課題を抱えながらも、必要な支援が届かないまま状況が深刻化する事例も増加しています。

本市では、第2次甲賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画(計画期間：平成29年度～令和10年度)において、地域社会の変容と、直面する新たな課題に対応するため、地域、行政、関係機関等が協力し、地域共生社会に向けた取り組みの一環として、重層的支援体制整備事業に取り組むこととしています。

1 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業では、従来の縦割りを解消し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①～⑤までの事業を市として一体的に実施するものです。

本市においても、この事業への取り組みを通じて、部局横断的な連携体制を強化し、地域共生社会の実現をめざしていきます。

※P3 甲賀市の体制イメージ図参照

2 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置づけ

本計画の内容は、「第2次甲賀市地域福祉計画」(計画期間：平成29年～令和10年度)の基本方針「地域で支えるしくみづくり」、「適切な支援へつなげる体制づくり」、「健康で安心な生活ができる暮らしづくり」の中の取り組みについて具体的に規定するもので、地域福祉計画の取り組みの中の地域づくりと密接な関係があるので両計画を一体的な計画として位置づけます。

本計画は、重層的支援体制整備のために必要な固有事項に特化した内容を記載するもので、地域福祉計画をはじめ、各分野の事業計画との調和を保ち整合性を図るものとします（図1）。

また、本計画については甲賀市地域福祉計画の次期見直しまでの間は、庁内の実施計画とします。

（2）計画期間

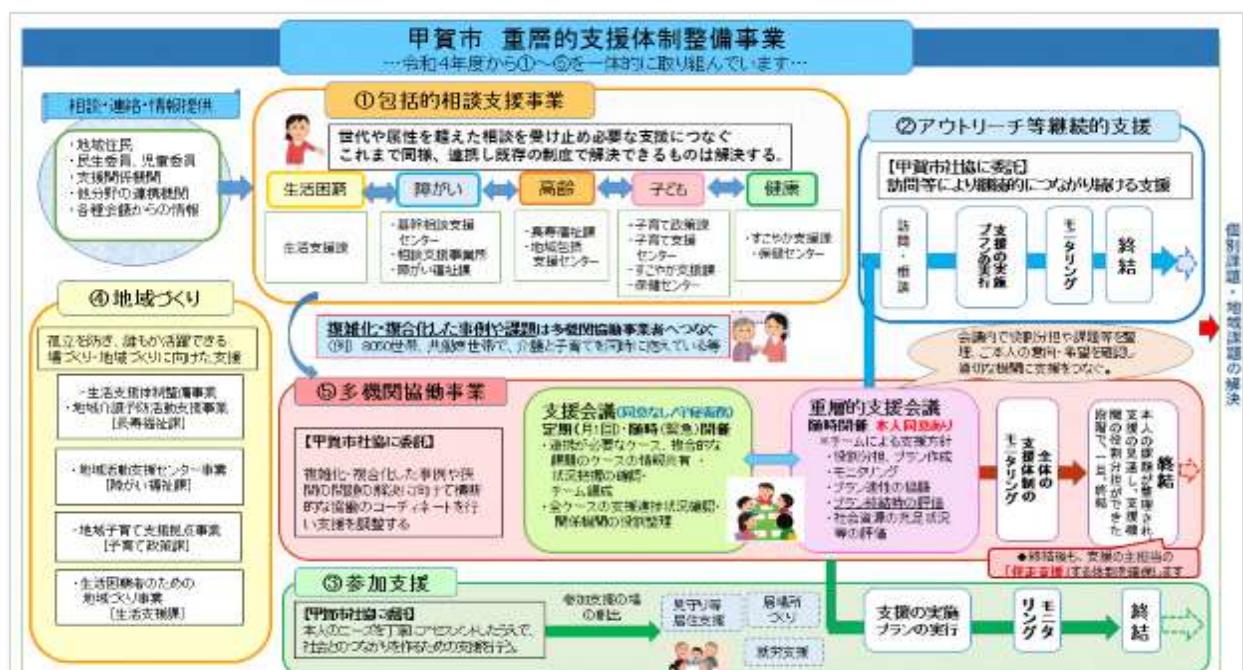
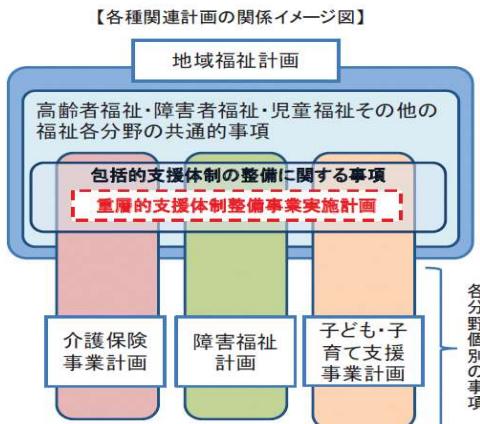
計画期間は、令和5年～6年度とし、甲賀市地域福祉計画の次回見直しにあわせて、本計画の位置づけについても再検討を行う予定です。また、PDCAサイクルに基づき、各年度において実績に対する評価を行い、改善点については随時見直しを行いつつ取り組みを進めます。

（3）策定体制及びプロセス

（ア）市行政内部の計画策定体制

本計画の位置づけからも、市行政全体での共通認識と取組が不可欠な事業であり、関係部局が一堂に会した協議体の構築が求められることから、次長、課長級で組織されたプロジェクト会議や重層的支援体制整備事業庁内連携会議にて協議し、計画策定に向けた意見を聴取しながら策定していきます。

（図1）



※甲賀市の体制イメージ図

また、本計画は地域共生社会の実現に向けた諸施策の企画及び府内連携に関する事項であるため、市長を本部長とする地域共生社会推進本部会議にて、共通認識を図ることとします。

3 甲賀市における重点取組

取組の指針

一人の困りごとを地域の困りごとと捉え、甲賀市のしくみ(政策)にまで押し上げる

(1) ひきこもり支援（テーマ型）

一人の生きづらさを丸ごと受けとめ、多機関協働により支援会議や重層的支援会議を開催し、自宅訪問等（アウトリーチ）を繰り返しながら関係性を築き、本人の状態や希望に応じて、必要な社会資源の情報提供、医療や福祉サービス等へのつなぎを行います。

上記のとおり、重層的支援体制整備事業にある5事業を一体的に実施することが求められる最たるテーマが「ひきこもり支援」だといえます。ひきこもりをはじめとする孤立・孤独状態にある人の正しい情報を見える化し啓発に工夫ながら、分野を越境し府内全体、市全体で「甲賀市のひきこもり支援をどうするのか」という問い合わせ立て、仕組みづくりの段階から協働して取り組んでいきます。

また、ひきこもり支援体制は、ひきこもり支援のみならず、その他の狭間の困りごとに対する支援体制の道標ともなり、普遍性の期待できる仕組みであると考えます。

(2)居場所の創設応援（参加支援事業）

地域共生社会の実現に向けて、ひとり一人の自律を叶える「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援は強化すべき機能です。この参加支援は、本人や世帯が地域社会との関わり方を自らで選び、役割を見出せるように多様な接点を確保することを目的としています。既存の取組だけでは対応できない狭間のニーズに対応するため、本人や世帯の抱える課題を把握し、地域の社会資源との間にあって調整し（コーディネート）、うまく組み合わせる（マッチング）事業です。

このコーディネートとマッチングは、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合わせて、試行錯誤しながらオーダーメイドで居場所を創っていくこととなります。行政は関係者・関係団体の主体性を尊重し、手を離さずに応援し続けます。

(3)社会福祉法人との連携（関係団体との連携）

市内には社会福祉協議会をはじめとし、子ども、障がい、高齢分野の社会福祉法人が数多くあります（甲賀市が所轄庁となる法人は14法人）。地域共生社会の実現に向けて、各法人がこれまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を生かしながら、社会福祉事業の実施や「地域における公益的な取組」の実践等を通じて、地域において主体的な役割を果たしていくことが期待されます。また、法人がこうした役割を積極的に果たしていくためには、市から法人への働きかけも重要となります。

具体的には、地域のニーズとこれに対応する社会資源の状況等を踏まえつつ、新たな「地域における公益的な取組」の創出に努めるとともに、これらの取組と重層的

〈資料3〉

援体制整備事業との間で積極的に連携を図ることとします。令和5～6年度は、その素地を整えるため、行政と各法人が対話を重ねる場を用意していきます。

(4)身寄りのない人の支援（テーマ型）

血縁、地縁、社縁がその機能を果たし難くなった昨今において、他者との関係性を欠き、社会から孤立した状態で生涯を閉じる孤立死が、当市においても増加傾向にあります。また、独居高齢者だけではなく若年層の孤立死もみられます。地域共生社会の実現は、「社会的孤立の防止」であり、孤立死の増加は重層的支援体制整備事業が上手く機能しなかった結果だと言えます。

身寄りのない人の「死後事務」の仕組みを多機関協働で整備することをスタート地点とし、そこから「いかに孤立死を防ぐか」といった予防的視点を加えて甲賀市版のガイドラインを作成していきます。

構成員は、庁内連携メンバーのみならず、司法書士会や社会福祉法人等の外部機関にも協力を要請し、対話を重ねて合意形成を図っていきます。

4 重層的支援体制整備事業の実施内容

(1) 包括的相談支援事業

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野の相談支援事業者や地域福祉活動センター、地域市民センター、地域包括支援センター、保健センター等が連携し、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。単独の相談支援事業者では解決が難しい場合には、各支援関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。設置形態は既存の拠点、支援関係機関間で連携を図る基本型とします。

ア 地域包括支援センターの運営事業(設置箇所数：5)

介護保険法にもとづき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成等の支援を行います。

名称	所在地	形態
水口地域包括支援センター	甲賀市水口町水口 5607 番地(水口保健センター内)	直営
土山地域包括支援センター	甲賀市土山町北土山 1715 番地(土山地域市民センター内)	直営
甲賀地域包括支援センター	甲賀市甲賀町大久保 507 番地 2(甲賀保健センター内)	直営
甲南地域包括支援センター	甲賀市甲南町野田 810 番地(甲南地域市民センター内)	直営
信楽地域包括支援センター	甲賀市信楽町長野 1251 番地(信楽開発センター内)	委託

イ 相談支援事業(設置箇所数：23)

障害者総合支援法に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、障がい者虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等、対象者の権利擁護を目的とした援助を行います。

名称	所在地	形態
支援センターこのゆびとまれ	湖南市大池町 10-1	委託
甲賀地域ネット相談サポートセンター	湖南市西峰町 1-1	委託

〈資料3〉

名称	所在地	形態
落穂寮相談支援事業所	湖南市東寺二丁目2番2号	委託
湖南市児童相談支援事業所	湖南市石部中央一丁目1番3号	委託
社会福祉法人湖南市社会福祉協議会相談支援事業所	湖南市中央一丁目1番地	委託
大木会相談支援事業所	湖南市東寺一丁目1番3号	委託
あぼし相談支援センター	湖南市石部東7丁目3番18号	委託
指定特定相談支援事業所 こけこっこ	湖南市三雲1181-1	委託
さぼてん相談支援センター	湖南市夏見618番地6	委託
地域生活支援センターしろやま	甲賀市水口町本町二丁目2番27号	委託
しがらき地域生活支援センター 「うろむろ」	甲賀市信楽町勅旨2392番地14	委託
相談支援センターろーぶ	甲賀市水口町本綾野1978-7	委託
甲賀市児童相談支援事業所 「ばとん」	甲賀市甲南町野田810番地	委託
相談支援事業所つくしんぼ	甲賀市水口町嶺峨3480番地	委託
甲賀市社会福祉協議会 相談 支援事業所	甲賀市水口町水口5609番地	委託
相談支援事業所やまなみ	甲賀市甲南町葛木872	委託
指定計画相談支援事業所 るりこう園	甲賀市土山町野上野497	委託
相談支援事業所はれるや	甲賀市信楽町田代133	委託
特定相談支援事業所あゆあん	甲賀市水口町名坂88 けんしん水口ビル3F	委託
支援センターこのゆびとまれ(サテライト)	甲賀市水口町新城648	委託
甲賀地域働き・暮らし応援センター	甲賀市水口町水口6200	委託
甲賀・湖南権利擁護支援セ ンターぱんじー	甲賀市甲南町野田810番地	委託
甲賀市・湖南市障がい者 基幹相談支援センター	湖南市中央1丁目1番地1 湖南市共同福祉施設1階	委託

ウ 利用者支援事業

○基本型(設置箇所数: 5)

児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づき、市が設置することも家庭応援センターに子ども支援員を配置し、教育・保育施設や地域の子ども支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

名称	所在地	形態
水口子育て支援センター	甲賀市水口町八坂4番10号	直営
土山子育て支援センター	甲賀市土山町北土山1715番地	直営
甲賀子育て支援センター	甲賀市甲賀町大久保507番地2	直営
甲南子育て支援センター	甲賀市甲南町野田810番地	直営
信楽子育て支援センター	甲賀市信楽町長野1251番地	直営

〈資料3〉

○母子保健型(設置箇所数：5)

子ども・子ども支援法及び母子保健法に基づき、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子ども期にわたる切れ目のない支援のために、母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、母子保健サービスと子ども支援サービスを一体的に提供します。また、関係機関との連絡調整を行い、きめ細やかな支援を実施します。

名称	所在地	形態
水口保健センター	甲賀市水口町水口 5607 番地	直営
土山保健センター	甲賀市土山町北土山 1715 番地	直営
甲賀保健センター	甲賀市甲賀町大久保 507 番地 2	直営
甲南保健センター	甲賀市甲南町野田 810 番地	直営
信楽保健センター	甲賀市信楽町長野 1251 番地	直営

エ 自立相談支援事業(設置箇所数：1)

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態に合ったプランを作成し、必要なサービス提供につなげます。また、就労支援員による就労支援、家計相談員による家計の立て直しの支援、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組みます。

名称	所在地	形態
甲賀市生活支援課	甲賀市水口町水口 6053 番地	直営

(2) 地域づくり事業

各事業の対象者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進めていきます。

また、地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけを行います。

ア 地域介護予防活動支援事業【一部委託】

介護予防活動の地域展開を目指して、いきいき 100 歳体操やサロンをはじめとする介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動に対し、地域の実情に応じた支援を行います。

また、介護予防ボランティアポイント制度は、社会福祉施設や NPO 事業にボランティアとして高齢者が参加しポイントを付加し、役割づくりと社会参加を促すものです。

イ 生活支援体制整備事業【委託】

市内の中学校区の生活圏域ごとにある 5 つの地域福祉活動センター（社会福祉協議会）に委託し、生活支援コーディネーターを兼任し、地域における高齢者の生活支援の基盤整備を行います。また、ご近所福祉推進協議会を生活支援サービスの体制整備のための協議体に位置付けます。

〈資料3〉

ウ 地域活動支援センター事業(設置箇所数：3)

障がい者等の通いによる創作的活動または生産活動等の機会の場を設置します。

名称	所在地
地域活動支援センターしろやま	甲賀市水口町本町二丁目 2番 27号
支援センターこのゆびとまれ	湖南市大池町 10-1
バンバン	湖南市西峰町 1-1

エ 地域子ども支援拠点事業(設置箇所数：5)

地域において子ども親子の交流等を促進する子ども支援拠点を設置し、子ども親子の交流の場の提供と交流の促進、子ども等に関する相談援助、地域の子ども関連情報の提供、子ども及び子ども支援に関する講習等を実施します。

名称	所在地	形態
水口子ども支援センター	甲賀市水口町八坂 4番 10号	直営
土山子ども支援センター	甲賀市土山町北土山 1715 番地	直営
甲賀子ども支援センター	甲賀市甲賀町大久保 507 番地 2	直営
甲南子ども支援センター	甲賀市甲南町野田 810 番地	直営
信楽子ども支援センター	甲賀市信楽町長野 1251 番地	直営

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

市内 5 地区にご近所福祉コーディネーターを配置し、地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けた検討を行う取り組みを進めます。地域住民組織、福祉サービス事業者等と連携することにより、地域の支援システムづくりを推進します。

(3) 多機関協働事業等

以下の多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業は、重層的支援係が実施します。

ア 多機関協働事業 【委託】

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、支援関係機関の通常の連携体制による解決が困難なケースについて、重層的支援係が支援関係機関からの要請を受け、役割分担や支援の方向性の整理当、支援の調整を行います。必要に応じて重層的支援会議を開催し、支援関係機関と協議を行います。

イ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【委託】

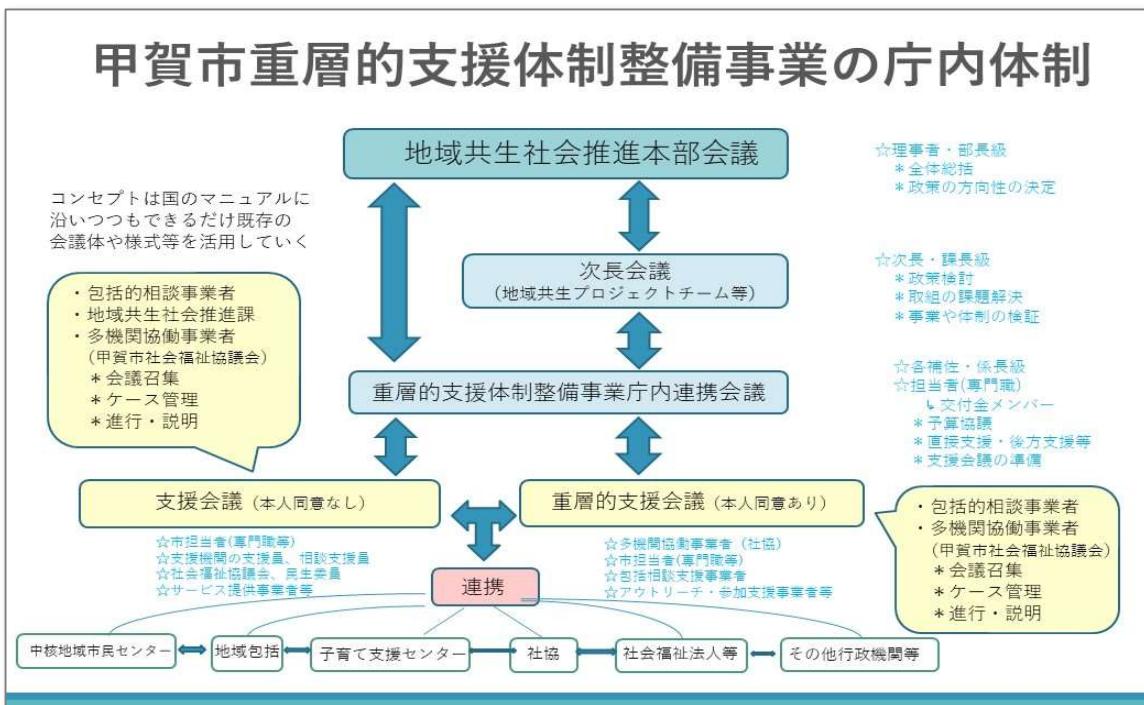
長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、支援ニーズを抱えながらも自ら支援を求めることのできない人や、支援につながることに拒否的な人に対し、支援を届けます。まずは、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。本人とのつながりが形成された後は、必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討し、適切な支援関係機関等につなぎます。

また、対象者に関する情報を幅広く収集するため、支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、潜在的なニーズを抱える人の存在に気付き、相談しやすい連携体制の構築を進めていきます。

ウ 参加支援事業 【委託】

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していくきます。社会参加の場につながった後は、定着に向けて一定期間フォローアップを行います。

5 各種会議



(1) 重層的支援会議

本人から同意の得られたケースについて、支援関係機関間で支援方針の共有や役割分担を行うことを目的として開催します。包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関等からの要請を受け、地域共生推進係が会議の調整等を行います。

(2) 支援会議

本人から同意が得られていないが、緊急性のあるケースや、早期に支援体制の検討を進める必要のあるケースについて、支援関係機関間で情報共有や支援体制の検討を行うため、守秘義務を設けた支援会議を開催します。

(3) 庁内連携会議

健康福祉部(地域共生社会推進課、すこやか支援課、保健センター、長寿福祉課、地域包括支援センター、障がい福祉課、生活支援課、家庭児童相談室)、子ども政策部(発達支援課、子育て支援課)、総合政策部(政策推進課、市民活動推進課)、教育委員会及び甲賀市社会福祉協議会から構成される会議において、重層的支援体制整備事業の実施に関する情報提供や意見交換、重層的支援体制整備事業実施計画の策定等を行います。